

個人事業者が行う物品・委託役務入札参加資格審査申請に必要な
「身分証明書」「登記されていないことの証明書」とは

身分証明書	登記されていないことの証明書
禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したものです。申請者の本籍地を管轄する戸籍係へ申請してください。各市区町村役場戸籍係等で発行しています。 詳しくは申請者ご本人の本籍地の市町村へお問合せ下さい。	後見登記等ファイルに「記録されていないこと」を証明するもので、大阪府の入札参加資格審査申請時には「成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当しないこと」の証明書が必要です。 この証明書は各都道府県の法務局本局窓口（大阪府の場合は大阪法務局）に申請してください。 ※申請用紙の「証明事項欄」は「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」欄にチェックを入れて申請して下さい。 なお、東京法務局では郵送による発行を行っています。 【窓口発行：大阪法務局】 最寄駅＝大阪市営地下鉄谷町線「天満橋駅」3番出口から徒歩5分 所在地＝大阪市中央区谷町2丁目1-17 電話＝06-6942-1483 【郵送発行：東京法務局】 〒102-8225 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 電話 03-5213-1360 ※手続＝証明書申請書と返信用封筒（あて名明記・切手貼付）を上記あて送付

※「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の関係は？

平成12年3月31日以前の禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）の内容は、本人戸籍への記載で公示されていましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行で、公示方法が後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、それまでどおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」により行い、平成12年4月1日以降の証明は、成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」により行うことになりました。

その結果、いずれの時点でも欠格事由に該当していないことを証明するためには「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

なお、「破産者」でないことの証明は、身分証明書によってのみ証明されています。

身分証明書（証明書）（見本）

本 籍 ○○（市区町村）○○○丁目○番

本人氏名 ○○ ○○

生年月日 昭和○年○月○日

1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない
2. 後見の登記の通知を受けていない
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

平成○年○月○日

○○市長 ○○ ○○

例（○○市○○○区長 ○○ ○○）

（○○町長 ○○ ○○）など



登記されていないことの証明書（見本）

①氏名	○○ ○○	
②生年月日	明治・大正・昭和・平成 西暦 ○年○月○日	
③住所	都道府県名	市区町村名
	丁目 大字 地番	
④本籍	都道府県名	市区町村名
	丁目 大字 地番	
☐ 国籍	丁目 大字 地番	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことを証明する。

平成○年○月○日

東京法務局 登記官 ○○ ○○

